蒲郡市空家対策事業概要

1 事業内容※令和5年度実績については、令和6年3月18日現在の予定値

(1) 空家利活用

危険な空家等の解消を目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、利活用が可能な空家について平成28年4月から「空家バンク」制度を創設し、空家の利活用を通して、空家の解消及び移住定住の促進による地域の活性化を図ることを目的としています。

また、令和4年3月から商業振興を目的した産業政策課事業「空き店舗バンク」と連携し、「空家・空き店舗バンク」として情報発信の一元化を図っています。

ア 空家・空き店舗バンク制度

貸したい、売りたい空家の所有者に「空家・空き店舗バンク」への登録を呼びかけ、物件情報を市のホームページや全国版に掲載します。また、借りたい、買いたい利用希望者にも登録を呼びかけ、双方のマッチングまでを行います。 当事者同士での契約が難しい場合には、協定を結んだ宅建協会東三河支部の会員に物件の媒介を担当していただきます。

実	績				
平成2	28年度	成約	1件	物件登録	3棟
平成2	29年度	成約	0件	物件登録	延べ10棟
平成 3	30年度	成約	3件	物件登録	延べ10棟
令和	元年度	成約	3件	物件登録	延べ16棟
令和	2年度	成約	7件	物件登録	延べ23棟
令和	3年度	成約	7件	物件登録	延べ34棟
令和	4年度	成約	9件	物件登録	延べ47棟
令和	5年度	成約	11件	物件登録	延べ77棟

イ 空家利活用補助

空家の流通及び利活用を促進するため、「空家・空き店舗バンク」に登録された空家住宅をリノベーション工事や家財処分を行う者を対象に補助します。

(ア) リノベーション工事費補助

「空家・空き店舗バンク」を通じて取得した空家住宅(店舗は対象外)を、事業者で行う工事または入居者が自ら資材を購入して行うDIY工事により、リノベーションを行う者を対象に補助するものです。一律30万円を補助し、下記のa、bの要件に該当する場合に各10万円補助します。

a 市外からの移住、市内の借家からの住み替えや婚姻による住み替えの場合 b 居住誘導区域内の空家を取得する場合

(4) 家財処分費補助

令和5年度から「空家・空き店舗バンク」に登録された空家住宅(店舗は対象外)の所有者が行う家財処分に係る費用に対し、上限10万円を補助します。

空家利活用実績(令和4年7月開始)

- · 令和 4 年度 0 件
- · 令和 5 年度 4 件 (内訳:(ア) 3 件 1300,000 円、(イ) 1 件 100,000 円)

(2) 空家等対策

蒲郡市空家等適正管理条例に基づき、空家等の適正管理の促進及び危険な空家 等に対する措置を実施し、もって良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづ くりを推進します。

ア 市内の空家等の把握件数

- ・平成28年度調査時点 空家等 581件
- 令和5年4月1日時点 空家等 442件
- · 令和6年3月1日時点 空家等 602件

イ 空家等対策協議会

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項や危険な空家等に対する措置に関する事項を協議するため、市長及び学識経験者等で構成します。

- ·平成30年度 3回開催
- 令和 元年度 2回開催
- •令和 2年度 3回開催
- · 令和 3年度 2回開催
- · 令和 4年度 2回開催
- ・令和 5年度 2回開催

ウ 空家セミナー・個別相談会

空家問題に関する法制度や本市における空家等対策の取組を広く市民に周知するため、また、主に空家所有者等を対象に、専門家に相談する機会を設けるため開催します。

- 令和元年度 1回開催
- ・令和2年度 2回開催(うち1回は相談会のみ開催)
- ・令和3年度 2回開催(2回とも相談会のみ開催)
- · 令和 4 年度 2 回開催
- ・令和5年度 2回開催(うち1回は相談会のみ開催)

工 空家等解体費補助金

倒壊や火災等の事故、犯罪等を未然に防止し、良好な生活環境の保全及び安全・安心なまちづくりを推進するため、危険な空家等の除却を促進します。

解体工事費用の2分の1を上限額として、市による判定結果において、危険空家と判定された場合は上限20万円、老朽空家(昭和56年5月31日以前に着工された空家)と判定された場合は上限15万円、危険空家かつ老朽空家に該当する場合は、上限35万円を補助するものです。

空家解体実績(令和元年8月開始)

- ・令和元年度 危険空家3件 600,000円
- · 令和 2 年度 危険空家 7 件 1,400,000 円
- · 令和 3 年度 危険空家 6 件 1,200,000 円
- 令和4年度 危険空家3件 1,050,000円、老朽空家25件 3,750,000円
- ・令和5年度 危険空家3件 1,050,000円、老朽空家38件 5,700,000円